

## 令和8年第3回 定例総会議事録

1 日時 令和8年3月19日(木) 15時00分～16時30分

2 開催場所 さんさん館3階 第1～3会議室

3 出席者

(1) 委員 (18名)

1番：峯岸 幸輔 委員、2番：石井 昭広 委員、3番：田中 雅之 委員、  
5番：小林 孝司 委員、6番：海老澤成行 委員、7番：伊藤 薫 委員、  
8番：小林 孝治 委員、9番：田中 邦明 委員、10番：石井 辰男 委員、  
11番：白鳥 邦彦 委員、12番：高麗 千織 委員、13番：山本 達也 委員、  
14番：原嶋 茂夫 委員、16番：宍戸 啓次 委員、17番：小林 俊之 委員、  
18番：島田 功 委員、19番：高橋 克弘 委員、20番：江田 早苗 委員  
※欠席 4番：高橋 寛幸 委員、15番：藤沼 良典 委員

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：山田 弘光、事務局：笹原 香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和8年第3回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は農業委員20名中、18名の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和8年第2回の定例総会会議録につきまして、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。8番：小林委員と、9番：田中委員のご両名をお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第10号「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題とします。議案第10号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明(1件)～

議長 議案第10号の現況確認について、担当の3番：田中委員ご説明願います。

3番：田中委員 3月14日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。当該農地は、生前、ご家族で助け合って肥培管理をされており、現地には果実収穫用の柿の木が15本植えられていました。この農地は現在も適正に肥培管理されており、申請者より今後において、終生、当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れているため、納税猶予の適格者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第11号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題とします。議案第11号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（2件）～

議長 議案第11号の1の現況確認について、担当の18番：島田委員ご説明願います。

18番：島田委員 2月28日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には現在、ブロッコリー、キャベツ、ネギなどが栽培されていました。被相続人は生前、家族と協力して主に路地野菜を中心に生産し、しっかりと肥培管理、営農されていました。従いまして主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第11号の2の現況確認について、担当の9番：田中委員ご説明願います。

9番：田中委員 3月16日に申請者立会いの下、確認を行いました。場所は案内図のとおりです。被相続人は生前、一生懸命耕作し、営農されていました。特に梅の生産に力を注ぎ、庭先販売や親類のつてをたどって梅干しに加工して販売を行っていました。従いまして主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第12号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第12号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（4件）～

議長 議案第12号の1の現況確認について、担当の8番：小林委員ご説明願います。

8番：小林委員 3月5日に申請者のご家族立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地はご家族で耕作されていて、畑は適切に管理され、きれいに畝ってありました。ビニールハウスが1棟があり、種芋と小松菜が栽培されていました。夏野菜、さつま

いも、じゃがいも、白菜、キャベツを栽培して、ご近所へ販売と自家消費をしています。申請者より家族と協力して、終生、当該農地の肥培管理を行うことの確認を取れておりますので、証明しても問題はありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 12 号の 2 の現況確認について、担当の 5 番：小林委員ご説明願います。

5 番：小林委員 3月 11 日に申請者のご家族の立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。東西道路を挟んで南側の畑にはネギ、ブロッコリー等が栽培されており、残りの部分は、春・夏野菜に向けての準備を行う予定です。北側の畑にはキウイ、ブルーベリー、ブロッコリー、ホウレンソウ、コマツナ、菜花、グレープフルーツ、甘夏などの柑橘系が植えられていました。一部、下草やキウイの剪定枝が目立ちましたが、今後処理をすることの確認を取れました。申請者はご家族と協力して適正に肥培管理しており、終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 12 号の 3 の現況確認について、これも担当の 5 番：小林委員ご説明願います。

5 番：小林委員 3月 11 日に申請者のご家族の立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。全面ブルーベリーが植えられており、除草シートが敷かれていました。申請者はご家族と協力して適正に肥培管理しており、終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 12 号の 4 の現況確認について、これも担当の 5 番：小林委員ご説明願います。

5 番：小林委員 3月 12 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は南北に風よけの生垣があり、中央部分に南北の農道があります。西側はビニールハウス 2 棟と露地ではネギが大部分を占めており、その他に白菜、玉ねぎ、ほうれん草、大根などが栽培されていました。ビニールハウス 2 棟では、育苗パレットが並んでおり、一部資材置場になっていました。東側は、春・夏野菜の定植に向けての準備に入るところでした。また一部を市内小学校の体験農場として活用し、市内外の幼稚園児も来られるとのことでした。申請者はご家族と協力して適正に肥培管理しており、終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第 13 号「生産緑地地区追加指定に係る農地等の確認について」を議題とします。議案第 13 号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（3 件）～

議長 議案第 13 号の 1 の現地の状況について、担当の 8 番：小林委員ご説明願います。

8 番：小林委員 1 月 23 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。当該地は現在きれいに畝っており、10 作ほど寒冷紗が施されて、作物が栽培されている状態でした。継続して農地として使用されているため、農地としてみなしても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、農地であることの確認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に議案第 13 号 2 の現地の状況については、私が担当ですので説明いたします。

10 番：石井委員 1 月 31 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は道路沿いが壁で通りから畑を見ることができませんでしたが、現在は壁が一部取り除かれて、見通しが良い状態になっています。農地は作付け準備中ですが、他の農地を含めてきれいに使用されていますので、生産緑地として追加指定しても何ら問題はないと思います。

議長 説明が終了しました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、農地であることの確認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に議案第 13 号の 3 の現地の状況については、担当の 7 番：伊藤委員ご説明願います。

7 番：伊藤委員 1 月 21 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在は長ネギの収穫も終わり、春・夏野菜に向けてきれいに畑が耕されておりました。周りの肥培管理もしっかりされているため、農地としてみなしても問題ありません。

議長 説明が終了しました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、農地であることの確認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に日程 2 の協議に入ります。協議 1 「令和 8 年度三鷹市農業委員会活動指針」を議題とします。協議 1 について事務局説明願います。

事務局 協議 1 「令和 8 年度三鷹市農業委員会活動指針」について説明。

年度当初に各年度の活動指針を定めることになっています。令和 7 年度と比較して大きな

変更はありません。また三鷹市内に遊休農地はないため、「遊休農地面積」は「0ha」、「遊休農地の割合」は「0%」となっています。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はありませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 事務局説明のとおり決定します。次に協議2「令和8年度最適化活動の目標の設定等」を議題とします。協議2について事務局説明願います。

事務局 協議2「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について説明。

令和8年4月1日現在で、令和8年度最適化活動の目標を設定する必要があります。令和7年度と比較して大きな変更点はありません。農地面積、農業者数などの基礎データについては、令和8年4月1日時点の国や都の統計データを参照しています。最適化活動の活動目標については、農業委員1人あたり月に6枚(6日)のため、「活動記録カード」へのこまめなご記載を引き続きお願いします。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はありませんか。事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に協議3「生産緑地のあっせん」を議題とします。協議3について事務局説明願います。

事務局 協議3「生産緑地のあっせん」について説明

農業委員会事務局への照会期限 令和8年4月8日(水)

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はありませんか。ご質問・ご意見がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に日程3の専決報告に入ります。専決報告1は案件がないので、専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明(3件)～

議長 報告2の1の現況確認について、担当の6番：海老澤委員ご報告願います。

6番：海老澤委員 3月1日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地にはすでに家が建っていて、人も住んでいました。

議長 報告2の2の現況確認について、担当の5番：小林委員ご報告願います。

5番：小林委員 3月4日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。東側部分は、駐車場としてのアスファルトがそのままの状態でした。西側部分は、枯れ草に覆われており、更地の状態でした。

議長 報告2の3の現況確認について、担当の7番：伊藤委員ご報告願います。

7番：伊藤委員 3月5日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は防草シートが張ってあり、更地の状態でした。

議長 専決報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（1件）～

議長 報告3の現況確認について、担当の16番：宍戸委員ご報告願います。

16番：宍戸委員 3月7日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は防草シートが張っており、木のくいを打って柵が作ってありました。

議長 専決報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告4「登記官照会について」を事務局より説明願います。

事務局 専決報告4「登記官照会について」説明

照会件数1件 3筆 いずれも農地ではありませんでした。

議長 報告4の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に日程4の事務報告に入ります。

各部部长より報告

- 農政部会：第15号「鷹場の台地」が完成。4月支部回覧で全戸配布。
- 農地部会：なし
- 経営部会：なし
- 四季コン：3月19日時点の応募件数は56件。応募締切は3月31日まで。

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程5の事務報告に入ります。まず事務報告1について、事務局から説明願います。

事務局 事務報告1「三鷹市情報セキュリティ基本方針の改定」について説明。

地方自治法の改正に伴い、三鷹市の情報セキュリティ基本方針の対象に、行政委員会（農業委員会含む）を追加する。

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に、事務報告2「農地に関するお願い・相談などについて」事務局から報告願います。

事務局 事務報告2「農地に関するお願い・相談などについて」説明

～事務局説明（2件）～

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に日程6の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、6事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程7の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、7事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。なければ報告のとおりです。

その他に何かございませんか。最後に日程 8 のその他について、事務局よりお願いします。

事務局 日程のとおり、8 その他を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。以上で第 3 回の定例総会を終了いたします。